

第3回公共料金等専門調査会(平成25年3月4日)配布資料

主な公共料金とたばこ価格の違い

	主な公共料金	たばこ価格
財・サービスの特性	他に代替性のない生活必需品	多数の銘柄間での代替性のある嗜好品 製品価格の6割強が税という課税物品。 消費抑制の観点から価格政策が重要との国際的な議論もある。
市場の形態	独占的な供給体制 (多くの場合、消費者の選択の機会が確保されていない。)	国内外の多数の銘柄による競争状態 (消費者には多数の銘柄から選択する機会が確保されている。) (参考: 平成24年度実績で600件超を認可)
財・サービスの供給者	国内企業のみ	国内企業だけでなく外国企業も製品を供給
認可の基準の規定振り	総括原価方式等を定めている。 (電気事業法の例) 次の各号のいずれにも適合していると認めるときは認可しなければならない。 ①能率的な経営の下での適正原価に適正利潤を加算 ②-④ (略)	次のいずれかに該当するときは除き認可しなければならない。 ①消費者の利益を不当に害する ②最高販売価格又は輸入価格に照らして不当に低い
認可基準の考え方	事業者が独占・競争制約にともなう過度の利益を得ることを防止することにより、消費者の利益を保護する。	「不当に害するもの」についてのみ排除 (通常は、競争を通じて適正な価格が形成されることが考えられることから、認可に当たっては、個々の小売定価について詳細な基準によりその内容をチェックすることまで予定していない。)
コスト削減のインセンティブ	総括原価方式は、事業者による公共料金事業のコスト削減のインセンティブが働きにくい性格であることに鑑み、一般の財・サービスの事業と比べ、経営の効率化努力が一層必要。	競争を通じてコスト削減のインセンティブが働く点は、一般の財・サービスと同様。